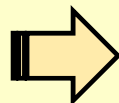


# 地域力創造プラン（鳩山プラン）～自然との「共生」を核として～

- 縄文以来、「自然との共生」を基本としてきた我が国の歴史・文化に基づき、「人も自然界の一員」という姿勢のもと、豊かな自然環境を守りながら、活力ある地域社会を形成。



様々な主体が連携して地域力を高めるための取組を展開

## 1. 定住自立圏構想の推進

「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化などで相互に役割分担し、定住の受皿を形成

- 先行実施団体(21市、19圏域)との意見交換を踏まえ、要綱及び支援策の取りまとめ
- 先行実施団体においては平成21年度中の協定締結を目指し、これを踏まえ、全国展開を図る

## 2. 地域連携による「自然との共生」の推進

自然保護活動等へ都市住民が参画する仕組み作りやCO2排出削減活動の促進

- 都市住民を「地域おこし協力隊員(仮称)」として長期派遣
- 流域の自治体間の協定で、森林保全等のボランティア活動を促進
- 自治体が行う「カーボン・オフセット協定」
- 低炭素社会(太陽光発電、エコ改修等)の実現

## 3. 条件不利地域の自立・活性化の支援

「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生

- 医療、介護、生活の足の確保
- デジタル・ディバイドの解消
- 「集落支援員」による集落再生
- 新たな過疎立法への対応

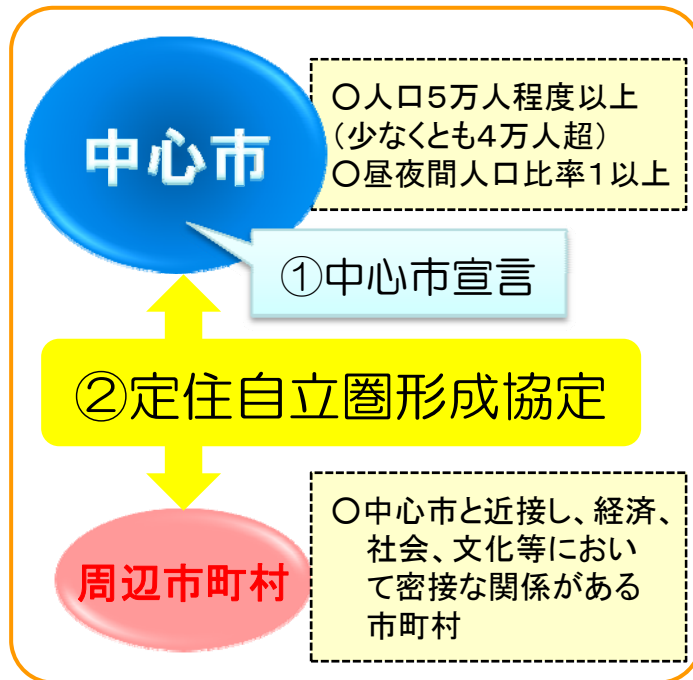
# 1. 「定住自立圏構想」の推進

## 1 基本的考え方

「中心市」の都市機能、「周辺市町村」の環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、定住の受け皿を形成。

- 先行実施団体(21市、19圏域)との意見交換を踏まえ、要綱及び支援策の取りまとめ。
- 先行実施団体においては、平成21年度中の協定締結を目指し、これを踏まえ、全国展開を図る。

## 2 定住自立圏形成へ向けた手続き



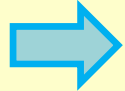
### ③ 定住自立圏共生ビジョン

- ① 周辺市町村の意向も踏まえて、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を宣言。
- ② 中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能」、「結びつきやネットワーク」、「圏域マネジメント能力」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結。  
(例) 医療、福祉、地域公共交通、ICTインフラ整備、人材育成 等
- ③ 圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定。

## 2. 地域連携による「自然との共生」の推進

### 1 基本的考え方

- 都市住民が、地方における自然環境保護(森や水源の保全等)に関する実践活動に携わることを促進することにより、都市と地方のつながりを強化。
- 地方自治体における国土保全対策や地球温暖化対策を促進することにより、世界をリードする低炭素社会を実現。



「自然との共生」を推進

### 2 取組内容

#### (1) 働き手を都市から農山漁村へ

- ・ 意欲ある都市住民(若者等)を、農山漁村が「地域おこし協力隊員(仮称)」として受け入れ。  
⇒ 地域への貢献や、地方での生活を望む都市住民(若者等)のニーズに応えるとともに、人口減少・高齢化に悩む地方(受け入れ側)を活性化。(協力隊員の定住・定着も視野に)

#### (2) 「自然との共生」に向けた協定

- ・ 都市と地方、又は流域単位で自治体間協定を締結し、都市圏や下流域の住民が、自らの生活を支える水資源や山林等の自然環境を保全するボランティア活動を展開。
- ・ カーボン・オフセット協定(CO2などの温室効果ガスの削減に関して自治体間や自治体と企業が締結する協力協定)による温室効果ガスの削減のための取組を展開。

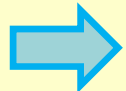
#### (3) 「自然との共生」による低炭素社会の実現

- ・ 地方の豊かな自然(太陽光、風力、水、森林、田畑等)を活用しながら、資源の地域循環を図るなど、環境負荷を低減するための取組を多面的に展開。

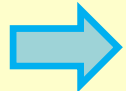
# 3. 条件不利地域の自立・活性化の支援

## 1 基本的考え方

- 過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収など、都市部を支えている。
- 一方、人口減少、高齢化、身近な「足」の不足、医師不足、維持が困難な集落の問題など、多くの課題が存在。



条件不利地域と都市が共生する、日本型の共生社会を実現する必要



都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保する必要

## 2 取組内容

条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していく。

- 地域医療提供体制の確保
- モデルプロジェクトによる遠隔医療の推進
- デジタル・ディバイドの解消(ブロードバンド、携帯電話)
- 集落の維持・活性化対策 (「集落支援員」による集落点検の促進 等)
- 都市から地方への移住・交流の促進

(移住・交流推進機構(JOIN)や関連NPO法人との連携、空き家活用によるU・Iターン促進対策 等)

※ また、過疎法(議員立法)期限切れ(平成21年度末)を控えた、時代に対応した新たな過疎対策の検討を進める。